

環境科学センター業務推進方針

令和 7 年 2 月

神奈川県環境科学センター

I はじめに

本県では、近年深刻化が著しい気候変動影響や生物多様性の損失に対応し、世界的な目標である SDGs（持続可能な開発目標）や脱炭素社会実現に向けた取組を進めるため、2024 年 3 月に 1 年前倒しで環境基本計画を改定した。改定計画は、前計画にはなかった「気候変動への対応」を前面に掲げ、「自然環境の保全」、「循環型社会の形成」及び「大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減」を加えた 4 分野の施策について、2030 年度までの 7 年間の取組の方向を示したものとなっている。

環境科学センターでは、環境基本計画を推進するために担うべき役割と方向性を明確化するため、環境基本計画の計画期間に合わせて業務推進方針を策定し、これに基づき業務を推進してきた。2019 年 4 月に環境科学センターの新たな役割として気候変動適応法に基づく地域気候変動適応センターが位置付けられた。この新規業務に対応する業務推進方針は 2021 年 1 月に「神奈川県気候変動適応センター業務推進方針」として別に策定し、以来 2 つの業務推進方針に基づき業務を推進してきた。

このたび、2016 年から地球温暖化対策計画において取組を続けてきた気候変動を軸に改定された環境基本計画に歩調を合わせ、2 つの業務推進方針を統合し、あらたな「環境科学センター業務推進方針」を策定した。この方針は、環境基本計画の計画期間に合わせて、2030 年度までの取組方針を示すものである。

なお、本方針は、環境基本計画の施策の見直し等に合わせて必要な見直しを行うこととする。

II 基本方針

(I) 取組範囲の変遷

環境基本計画が目指す「良好な環境」を具体化するため環境科学センターが取り組む課題を行政組織規則から列举すると、①大気汚染、②水質汚濁、③地下水汚染、④土壌汚染、⑤騒音、⑥振動、⑦化学物質による環境汚染、⑧廃棄物、⑨水源環境の保全、⑩気候変動影響と適応の 10 の分野に⑪環境汚染事故を加えた 11 項目に区分される。これらの取組課題のうち①から⑦及び⑪は環境科学センターの前身である公害センターの時代から連綿と続く取組課題であるが、環境科学センター発足の 1991 年に⑧、「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」が策定された 2007 年に⑨、地域気候変動適応センター機能が付加された 2021 年に⑩が追加された。環境基本計画が気候変動や生物多様性損失の問題を取り込みその対象範囲を拡大したように、環境科学センターの取組課題の範囲も環境問題の社会的受容の拡大と多様化に歩調を合わせて順次拡大、変容してきている。

(2) 取組の視点

環境基本計画では、「横断的な取組」の章で、「相互に関連する環境問題は一分野の取組が複数分野に影響を及ぼすことがあり、分野を超えた横断的視点が必要」と言及している。近年、環境科学センターでは、地方環境研究機関の先陣を切ってマイクロプラスチックや環境 DNA の研究に取り組んできた。マイクロプラスチック研究は、吸着化学物質の環境リスク (⑦) に着目して着手したが、現在ではプラスチック廃棄物分野 (⑧) の政策に貢献するテーマに変容しつつある。環境 DNA 研究は、次に示すように底生生物を利用した河川環境評価を基礎とした水源環境分野 (⑨) の研究が出発点であったが、研究の進展により生物多様性評価の有効な調査手法となりうるようになってきた。このように、研究成果を効果的に展開していくには、環境科学センターの取組範囲にも分野横断的視点を加え、広い視野で多角的に取組の着地点を設定していくことが重要である。

(3) 河川環境評価技術の生物多様性評価への展開

環境科学センターでは、40 年以上前から水源環境の保全に係る環境汚染の把握手法として底生生物を指標として水源環境の保全に係る環境汚染把握 (⑨) の基礎となる河川水質汚染状況の評価を行ってきた。その調査では、河川で採捕調査を行い環境省の「河川生物の絵解き検索」をもとに生物を同定し「平均スコア法」により生物の分布を明らかにしてきた。しかし、生物の同定には高度な専門知識が不可欠なため、職員の世代交代等に伴い調査精度の維持が困難になっている。こうした状況を踏まえ、近年開発された新たな生物調査手法である「環境 DNA 調査」を活用し、より効率的で精度の高い生物調査・同定手法を導入した。今後、環境科学センターでは、環境 DNA を河川環境評価の主力技術として位置付け、その活用を図っていくこととしている。さらに、この手法は原理上その環境に生息しているあらゆる生物の調査が可能であることから、調査地点における生物多様性を評価できる可能性がうかがえる。

(4) 取組の方向性

「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」をめざし、県民生活に必要な良好な環境を継承していく科学技術拠点として、分野横断的視点を持ち多角的な成果展開を見据えて次の 4 つの取組を推進する。

- 1 環境監視等の実施
- 2 調査研究の推進
- 3 環境学習の推進
- 4 気候変動適応の推進

Ⅲ 4つの取組

Ⅰ 取組方針

(1) 環境監視等の実施

ア 環境の状況の的確な把握

環境の状況を的確に把握するため、法令に基づく常時監視を継続して行える体制を維持するとともに、環境問題の複雑化、多様化に対応した環境調査に取り組む。

イ 信頼性の高い測定体制の維持

工場・事業場における法令遵守状況の的確な確認や緊急時における調査依頼への迅速な対応を図るため、法令で定める全ての基準項目を所内で測定し、適切な精度管理を行うことができるよう、必要な人材、設備、化学分析技術等の維持に努める。

(2) 調査研究の推進

ア 施策等への活用に関わりつく調査研究の実施

持続可能な社会を実現するため、環境問題の解決に向けた施策等への活用に関わりつく調査研究を行う。また、環境科学センターの強みである化学分析技術を活かしつつ、調査研究内容の重点化を図る。

イ 効果的で効率的な調査研究の実施

主要な研究課題を対象として内部評価及び外部評価を実施することにより、より効果的で効率的な調査研究の推進を図るとともに、大学等との共同研究や外部資金の導入、他機関との設備の相互利用を目指す。

(3) 環境学習の推進

ア 地域における環境学習の推進

喫緊の課題である気候変動問題、生物多様性保全や資源循環型社会形成といった持続可能な社会への変容を推進するうえで、より多くの県民が環境問題を身近な課題として捉え、環境負荷を減らすための具体的行動に関わりつけることを目指し、学習リーダーの育成などにより地域における環境学習を推進する。

イ 多様な主体との協働・連携

環境学習に取り組む市町村や団体等の活動を支援する取組を進めるとともに、大学等の教育研究機関、積極的に環境保全行動を進める団体、県民又は事業者など多様

な活動主体との連携・協働を推進する。

(4) 気候変動適応の推進

神奈川県気候変動適応センター（以下、「適応センター」という。）を実施主体として、次の４業務を実施する。

ア 多面的な情報収集・整理

気候変動やその影響及び適応策について、国、庁内、市町村又は各種試験研究機関等が保有している情報を収集し、または、追加的に気候・気象の観測・監視や県民、事業者へのヒアリング調査等を行うことで、地域（市町村）レベルの気候変動等を把握する。

イ 的確な分析・影響予測

アで得た情報を基に、県内の気候変動の分析や気候変動の影響予測などを進め、気候変動の適応策を検討するための基礎資料とする。

ウ 効果的な情報発信

ア及びイで得た知見や適応センターの取組を分かりやすく発信することで、気候変動問題は緩和策と適応策が車の両輪の関係であることも踏まえつつ、県民等の理解促進を図り、行動の見直しにつなげていく。

エ 技術的助言

県内の気候変動やその影響に関する情報を整備し提供することなどにより、市町村や、事業者の事業活動等における適応の取組を支援する。

2 取組内容

(1) 環境監視等の実施

ア 常時監視

法令で定められた次の常時監視を行う。

- ・ 大気汚染防止法に基づく常時監視
- ・ 水質汚濁防止法に基づく常時監視
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視
- ・ 騒音規制法に基づく自動車騒音常時監視

イ 環境調査

関係機関と連携し、常時監視だけでは把握できない環境の状況の調査、環境の変化が生活環境に与える影響の調査を行う。

〈取組例〉

- ・ 航空機騒音調査、鉄道騒音・振動調査
- ・ 化学物質環境実態調査
- ・ 神奈川県公害防止推進協議会等の広域的組織と連携した共同調査
- ・ 水源環境の保全に係る環境（汚染）調査
- ・ アスベスト一般環境調査
- ・ 環境汚染発生時における環境影響の把握や原因究明調査

ウ 立入検査等への対応

環境法令に基づく立入検査に同行し試料の採取・分析を行うとともに依頼試料の分析を行う。

エ 環境情報の提供及び発信

光化学スモッグ注意報の発令や PM2.5 高濃度予報を行うほか、最新の情報をインターネット等により県民に提供又は発信する。

また、施策の効果検証や新規施策の企画、立案への活用に向けた、常時監視データや特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）に基づく排出量データ等の環境情報の解析を行う。

オ 技術相談、技術支援

関係機関等からの求めに応じた騒音・振動、悪臭等に係る技術相談、技術支援を行う。

カ 精度管理

測定データの信頼性の確保及び精度の向上を図るため、分析業者に委託したものを含む常時監視測定データの精度管理調査の実施その他の精度管理のための取組を行う。

キ 行政職員に対する研修の実施

環境行政を担当する県及び市町村の職員に対し、環境法令や、環境保全技術等に係る研修を実施する。

(2) 調査研究の推進

ア 調査研究区分

調査研究を、①環境基本計画で定められた重点施策の推進のため、長期的対応事項として取組む「プロジェクト研究」、②県内の特定の地域で問題となっている環境課題に対応するため、短期的対応事項として取組む「地域課題研究」、③他研究機関との共同研究や受託研究などの「その他の調査研究」に区分して実施する。

イ 調査研究内容

次の調査研究に重点を置いて取り組む。

なお、持続可能な社会の実現という視点を常に意識しながら提案型の調査研究に取り組む。

(ア) PM2.5、光化学オキシダントなど施策の優先度の高い大気・水環境問題の改善に資する調査研究

(イ) 化学物質による環境リスクの低減に資する調査研究

(ウ) マイクロプラスチック問題など資源循環の課題解決に資する調査研究

(エ) 環境 DNA 技術の活用に関する調査研究

ウ 成果の普及等

調査研究成果は、報告書、ホームページ、学会発表等により公表するとともに、業績発表会の開催等により県民や事業者の環境保全意識の醸成を図る。

(3) 環境学習の推進

ア 主な対象分野

大気汚染、水質汚濁、化学物質による環境リスク、気候変動、生物多様性、資源循環、環境学習・教育を中心分野として取り組む。

なお、持続可能な社会の実現のため、環境のみならず社会・経済をはじめとする幅広い視点を考慮し行うよう努める。

イ 地域の環境学習を担う人材の育成

環境学習のすそ野を広げるため、地域で環境学習に取り組む人材(環境学習リーダー)の育成を目的とした環境学習講座を開催する。学習講座は、環境学習室等の学習施設を利用した拠点型の対面方式に加え、学習施設機能を拡張させたバーチャル型のオンライン方式を組み合わせ、学習効果の向上と参加機会の向上に努める。

ウ 環境学習の機会の提供

環境学習指導者の人材情報の提供、環境出前講座、次世代を担う若年層を対象とした体験を重視した学習講座の実施など、県民へ環境学習の機会を提供する。

エ 活動支援

環境学習や環境保全活動に取り組む県民や団体への環境学習用の資機材の貸出、環境情報の提供、相互交流や活動拠点として利用できるスペースの提供、環境団体の活動や環境学習指導者情報の提供など、地域における環境学習・環境保全活動への支援を行う。

オ 関係団体・関係機関との協働・連携

環境学習活動の推進にあたり、大学等の教育研究機関、NPO、市町村環境学習担当部局、地球温暖化防止活動推進センターなど、関係団体、関係機関との協働・連携の取組を進める。

(4) 気候変動適応の推進

ア 県内の気象及び気候変動影響等の情報の収集・整理

横浜地方気象台等の気象観測や将来予測データ、夏期の気温計測に基づく暑熱環境調査データ等の県内の気候に関する情報、関係行政資料や研究論文等に基づく県内の気候変動影響とその適応策に関する情報の収集・整理を進める。

イ 地域の課題把握と将来予測等の分析・影響予測

地域で活動する方々を対象としたアンケート調査等により気候変動影響の地域の課題やニーズを把握する。また、国や研究機関が行う気候予測データの県内各地域へのダウンスケーリングによる情報の詳細化及び熱中症発症や農産物生育不良等のリスクの将来予測等を進め、適応策の提案など地域の課題やニーズへの反映に努める。

ウ 教育プログラム普及や県民参加型事業等を通じた情報発信

児童・生徒を対象に作成した気候変動教育プログラムの教育現場への普及を図る。また、県民参加型の暑熱環境調査等を通じ、気候変動影響と適応策の知識の県民や事業者への普及を進めるとともに、ホームページや講習会など多様なチャンネルを活用して成果の提供・発信を行う。

エ 技術的助言

県内市町村が行う地域気候変動適応計画の策定等における技術的な支援や、県内事業者の適応策の取組支援を進める。

オ 推進体制

業務の推進にあたり、庁内の関係部局との横断的な連携に努めるとともに、国の気候変動適応センター、地球環境戦略機構（IGES）や県内の大学などの研究機関、市町村が設置する気候変動適応センター等との連携・協力のもと業務を推進する。